

(7) 難病患者への支援

種別	内容	担当課 (TEL)
難病患者に関する相談	難病を抱えながら生活している患者及び家族に対して生活上の悩みや不安を解消できるように相談に応じます。	知多保健所 (32-6214)

(8) その他の相談

種別	内容	担当課 (TEL)
よろず相談	相談員が日常生活での困りごとについて相談に応じます。(予約必要)	福祉総合相談室 (45-6219)
妊産婦・乳幼児への相談	保健師が妊産婦の心配ごとやお子さんの気になる事について相談に応じます。	健康増進課 (保健センター) (47-8000)
医療費の相談	安心して医療を受けられるよう各種の医療費助成制度についての相談に応じます。	保険医療課 (45-6230)
女性相談	女性の悩みや問題についての相談に応じます。	ムーいしがせ (44-9117)
こころの健康相談	心の健康に関する様々な相談に応じます。	知多保健所 (32-1637)
ひきこもり・不登校に関する相談	ひきこもり状態または不登校にある方やそのご家族からの相談に応じます。	福祉総合相談室 (45-6219)

5 ヤングケアラーの取組について

大府市では、ヤングケアラーを積極的に支援するために、以下の4つの支援の方向性を定め、これに基づき様々な事業を実施します。

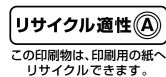
- 「知る」** ヤングケアラーに関する正しい理解を促進する。【マンガ冊子作成】
- 「相談する」** 子どもが相談しやすい環境づくり【フリーダイヤル・LINE 開設】
- 「見つけて支援する」** 早期発見・把握から福祉サービスへのつなぎ【研修会等】
- 「寄り添う」** 地域におけるヤングケアラーへの生活支援【コミュニティサロン開催】



ヤングケアラー相談フリーダイヤル
0120-556-501



ヤングケアラー支援ガイドブック
発行 令和 5 年 9 月
発行元：大府市 福祉部 福祉総合相談室
〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地
TEL：0562-45-6219



禁無断転載©東京法規出版

支援者のための

ヤングケアラー支援 ガイドブック

家族を支える子どもたち

今、あなたは自分の時間を持ってなくても、がんばって家族を支えていますか？
あなたのがんばりはとても素晴らしいことです。同じようにがんばっている子どもたちは、世界には大勢いて、日本でも各クラスに1~2人くらいいるといわれています。
そのような子どもたちを「ヤングケアラー」と呼び、今、その支援の輪が広がってきています。

ヤングケアラーって？

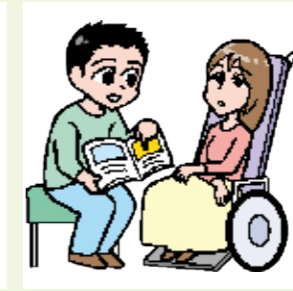
家族にケア（お世話、介護をする）が必要な人がいる場合に、本来なら大人がやらなければいけないようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子どものことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



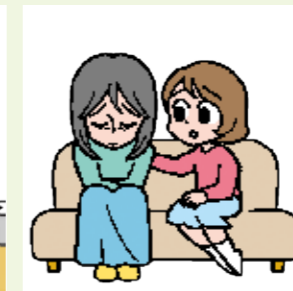
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール、薬物、ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん、難病、精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

一般社団法人日本ケアラー連盟資料、ヤングケアラーのつどい「ふうせんの会」HPを参考に作成



1 ヤングケアラーとは

一般的に家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に引き受け行っている18歳未満の子どものことです。

ヤングケアラーと判断するだけでなく、現時点ではそのような状況に置かれていない子どもであっても、将来的に負担を抱えるかもしれないといった早期発見・介入の考え方も重要です。

大切なことは、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握し、本人からしっかりと話を聞いた上でその子どもの置かれている状況を理解し、それを踏まえて必要な支援は何かを検討することです。

ケアによって、やりたいけれどできていないこと

ケアによってやりたいことができない、進路の選択を狭めざるを得ないということがよく起こります。これは、子どもたちの長い人生にマイナスに影響する可能性があります。

宿題や勉強

自分の時間をもつこと

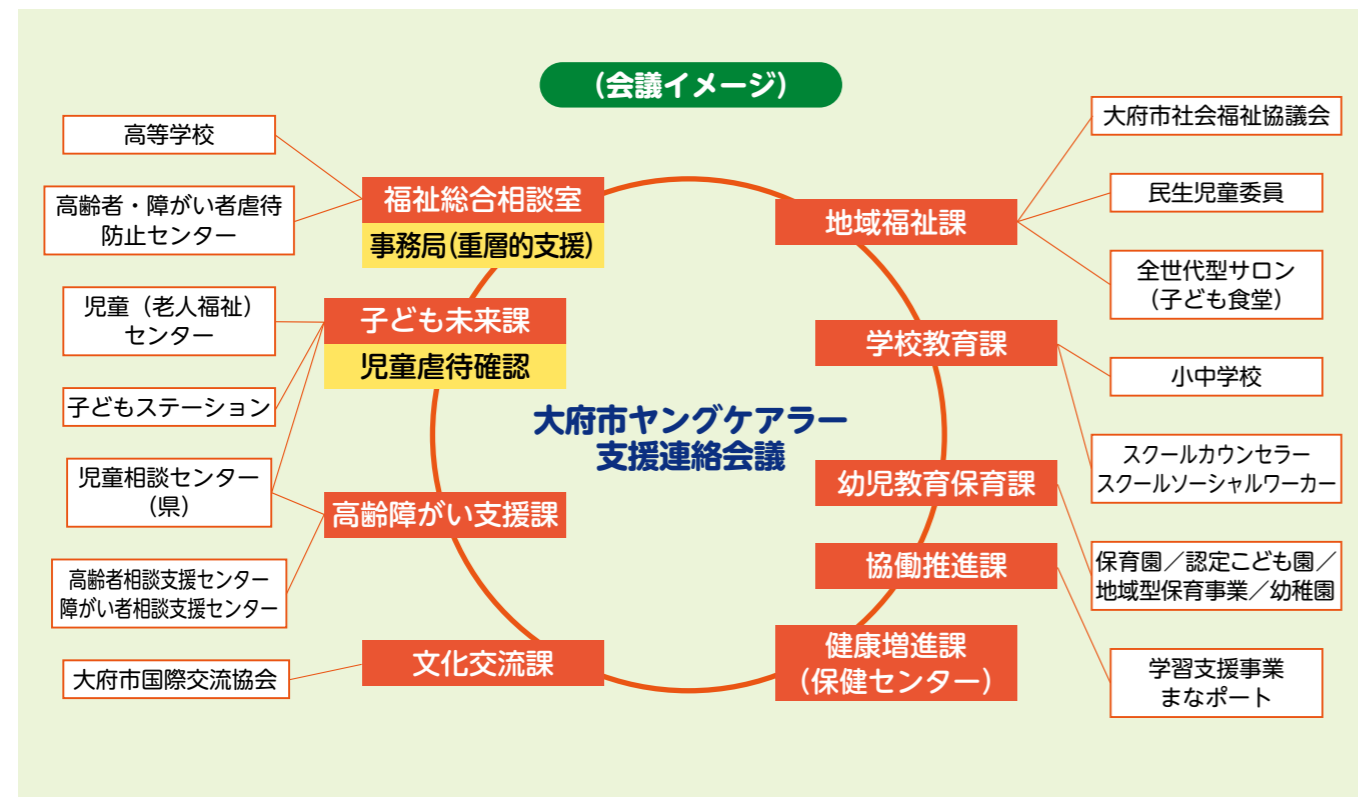
十分な睡眠

友人と遊ぶこと

出典：株式会社 日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和4年3月)

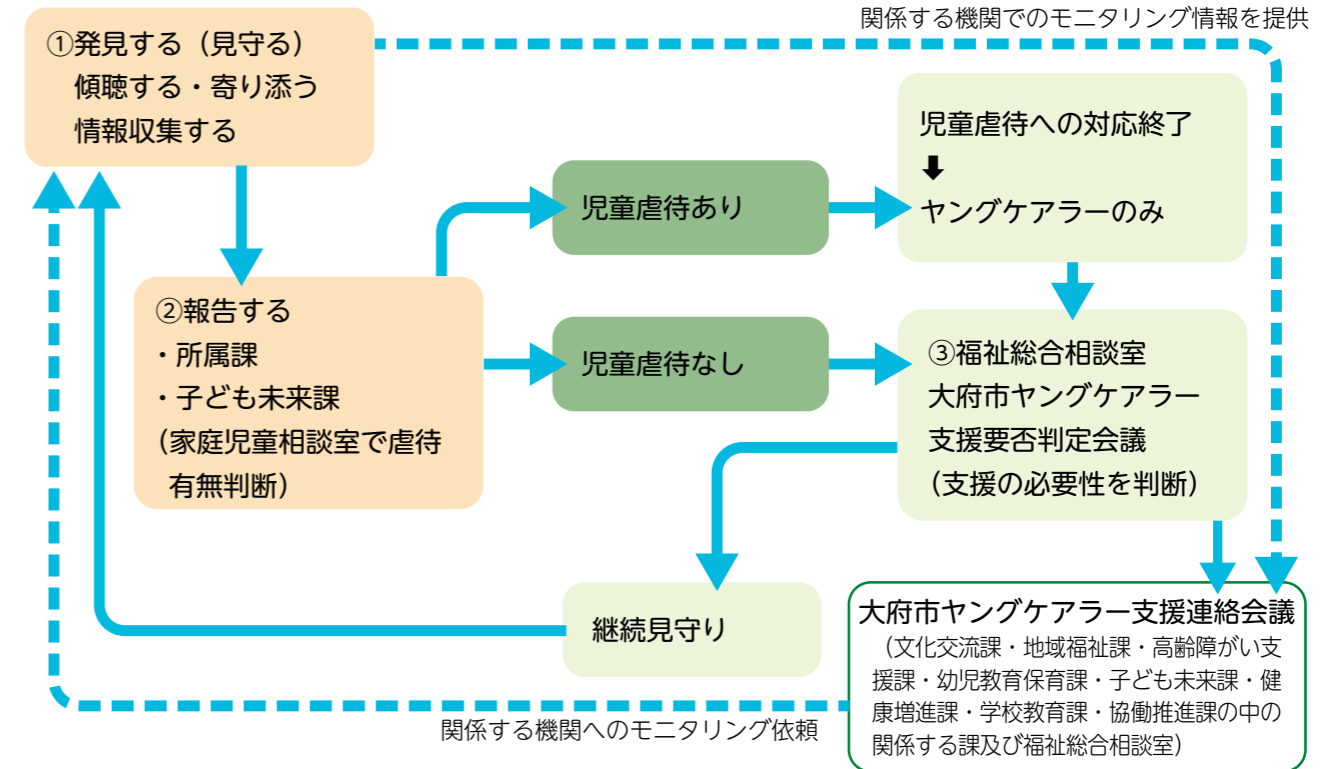
2 ヤングケアラーの包括的支援について

本市では、令和3年6月にヤングケアラーの早期発見と情報共有を図るための場として、福祉、教育、保健、子どもに関連する課で構成する「大府市ヤングケアラー支援連絡会議」を設置しました。



また、ヤングケアラーは、困窮、家族の介護・障がい等複合的な課題を抱えていることが少なくないことから、庁内各課及び関係機関の連携による支援ネットワークを活用して包括的な支援をします。

【ヤングケアラーの支援の流れイメージ図】



3 ヤングケアラーに関する相談窓口について

ヤングケアラー(のおそれのある)を確認した場合には、市役所内での分野に応じて以下のとおりお問い合わせください。



内容	担当課	連絡先
ヤングケアラー全般に関すること	福祉総合相談室	45-6219
内容	担当課	連絡先
多文化共生に関すること(外国人市民)	文化交流課	45-6266
学習支援に関すること	協働推進課	45-6215
生活困窮に関すること	地域福祉課	45-6228
介護に関すること	高齢障がい支援課	高齢福祉係 45-6289
障がいに関すること		障がい福祉係 85-3558
保育園、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園に関すること	幼児教育保育課	85-3895
児童虐待(のおそれ)に関すること	子ども未来課(家庭児童相談室)	45-6229
健康管理に関すること	健康増進課(保健センター)	47-8000
小中学校に関すること	学校教育課	46-3332

4 ヤングケアラーの家族が利用可能なサービスについて

ヤングケアラーの負担軽減のためには、家族への支援が重要になります。

(1) 高齢者のための支援

種別	内容	担当課 (TEL)
地域包括支援センターによる相談支援	高齢者の介護、健康、生活の困りごと等の相談に応じます。	大府市高齢者相談支援センター (JR線西側) (45-5455) 大府市高齢者相談支援センター東分室 (JR線東側) (48-1051)
要介護認定申請	介護保険の各種サービスを利用するための要介護認定申請を受け付けます。	高齢障がい支援課 高齢福祉係 (45-6289) 知多北部広域連合 (052-689-2262)
ケアプランの作成	介護保険サービスを利用するための計画を作成します。	【要支援の方】 大府市高齢者相談支援センター (JR線西側) (45-5455) 大府市高齢者相談支援センター東分室 (JR線東側) (48-1051) 【要介護の方】 各居宅支援事業所へお問い合わせください。
養護老人ホーム	環境上及び経済的理由により自宅での生活が困難な方に、健康管理や生活支援等を行います。(入所の決定は市が行います。)	高齢障がい支援課 高齢福祉係 (45-6289)

○介護保険サービスの一覧

①居宅サービス

訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつなどの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。
訪問入浴介護	入浴車が訪問し、入浴の介助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が訪問し、リハビリを行います。
訪問看護	看護師等が訪問し、療養上の世話をします。
居宅療養管理指導	医師や薬剤師等が訪問し、療養上の指導等を行います。
定期巡回・随時対応型訪問看護	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。



②通所サービス

通所介護 (デイサービス)	通所施設に通い、食事、入浴等の日常生活上のサービスを受け、日常動作訓練、レクリエーションなどをして過ごします。
通所リハビリテーション (デイケア)	医療機関や介護老人施設等に通い、リハビリテーションを行います。

③施設宿泊サービス

短期入所 (ショートステイ)	特別養護老人ホームや介護老人保健施設で、食事・入浴の介護や機能訓練等を行います。
----------------	--

④施設入所サービス

特別養護老人ホーム	自宅での生活が困難な方 (原則要介護3以上) に、食事・入浴などの介護や日常生活上の世話をします。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリが必要な方に、介護や機能訓練等を行います。
介護医療院	生活の場としての機能も備えた施設で、長期療養を必要とする方に、医療・介護を一体的に提供します。
認知症高齢者グループホーム	認知症の方が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。

(2) 障がい者 (児) のための支援

種別	内容	担当課 (TEL)
市町村による相談支援	障がいをお持ちの方の相談に応じます。	大府市障がい者相談支援センター (48-3011)
障がい福祉サービスの利用申請	障がい福祉サービスを利用するのに必要な申請を受け付けます。	高齢障がい支援課 障がい福祉係 (85-3558)
障がい福祉サービス利用計画の作成	障がい福祉サービスを利用するための計画を作成します。	大府市障がい者相談支援センター (48-3011)
配食サービス	在宅で生活している重度の障がいのある方に対して夕食の配達費を助成します。	高齢障がい支援課 障がい福祉係 (85-3558)
理美容サービス	障がいなどのために理容所または美容院へ行くことが困難な在宅の方に対して自宅で散髪などの理髪サービスを提供します。	高齢障がい支援課 障がい福祉係 (85-3558)



○障がい福祉サービスの一覧

①居宅サービス (障がい者・児共通)

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供 (代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

②通所サービス (障がい者)

自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③通所サービス (障がい児)

児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	放課後及び長期休暇中に、施設で生活能力向上のための訓練を行います。


④施設宿泊サービス (障がい者・児共通)

短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設や児童福祉施設に短期間宿泊します。
----------------	---------------------------


⑤施設入所サービス (障がい児)

障がい児入所施設	日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能を付与します。
----------	-----------------------------


(3) 子ども向けの支援

種別	内容	担当課 (TEL)
保育園 認定こども園 地域型保育事業	仕事、病気等により乳幼児を保育することができない場合に預かります。	幼児教育保育課 (85-3895)
一時的保育	一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かります。	
ファミリー・サポート・センター事業	児童を預けたい方と、援助をしたい方とのマッチングを行います。 (会員登録が必要です。)	子どもステーション (44-4541) 
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	病気や出産等により、家庭で一時的に養育困難になった児童を施設で預かります。	子ども未来課 (45-6229)
学習支援事業	中学生の学びをサポートする学習支援事業「まなポート」を実施しています。	協働推進課 (45-6215)
医療的ケア児 学校訪問看護事業	医療的ケアを必要とする児童・生徒に対して、看護師が学校へ訪問します。	子ども未来課 (45-6229)


(4) コミュニケーションのための支援

種別	内容	担当課 (TEL)
手話通訳、要約筆記者の派遣	手話や要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚障がいの方等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。	高齢障がい支援課 (85-3558)
日本語教室	母国語が日本語でない方に、日本語を学習する教室を開催します。	文化交流課 (45-6266) 
外国語相談	在住外国人向けに、生活情報や手続きについて、多言語で相談に応じます。	

(5) 生活 (家計) を支えるための支援

種別	内容	担当課 (TEL)
生活困窮者自立支援	経済的に困窮する世帯に対して、自立した生活を送れるように、それぞれの状況に応じた個別の支援プランを作成し、就労や家計改善の支援を行います。	地域福祉課 (45-6228) 
生活保護	経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できない世帯に対して、憲法の理念に基づいて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。	
生活福祉資金貸付制度	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として、一定の資金を貸し付けます。	大府市社会福祉協議会 (48-1805)

(6) 依存症への支援

種別	内容	担当課 (TEL)
依存症に関する相談	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む方への相談に応じます。 	愛知県精神保健福祉センター アルコール依存 (052-951-5015) ギャンブル等依存 (052-951-1722) 薬物依存 (052-962-5377)